

# 平成30年度 弥永西小学校いじめ防止基本方針

## いじめの防止等のための取り組みに係る鉄製目標

4月に学校いじめ防止基本方針の共通理解、8月に学校いじめ防止対策委員会の取り組み内容の見直し、2月に次年度いじめ防止基本方針の提案を行う。

### 1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の2つのポイントをあげる。

#### (1) 学校として、なすべきこと

- ・いじめは、いじめる側の問題であるという共通理解を図る。
- ・教育相談活動の充実と全教育活動を通じた積極的生徒指導の展開を図る。
- ・家庭、地域、関係諸機関との連携を深める。

#### (2) 教師として、なすべきこと

- ・いじめを見抜く感性を磨く。
- ・不安や悩みを受容する姿勢をもつ。
- ・「自信」と「やる気」を引き出す授業に努める。
- ・心の居場所づくりに努める。
- ・一人ひとりの心の理解に努める。
- ・「いじめは許さない」という学級風土づくりに努める。
- ・互いに個性を認め合う学級経営に努める。
- ・いじめを受けた児童を最後まで守る。
- ・教師間で連携、協力して問題の解決に当たる。
- ・児童や保護者からの声に誠実に応える。

#### <弥永西小いじめゼロ宣言>

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・一人ひとりのちがいを認め、お互いに大切にすること</li><li>・いじめにつながることをしない、させない、ゆるさないこと</li><li>・一人ひとりのSOSに気づいて、みんなで助け合うこと</li><li>・メールなどでは、自分の言葉に責任をもつこと</li></ul> |
|--|

## 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

### （1）いじめを生まない教育活動の推進

- 道徳を通して豊かな心を育てる指導をおこなう。
- 学年での栽培活動や除草作業など勤労を通して「心の教育」を行う。
- 全校縦割りグループによる活動を通して、児童相互の交流を深め、思いやりなどの心を育む。

### （2）地域・家庭，関係機関との積極的連携

- いじめられている児童を最後まで守り抜くには、学校だけではなく、家庭地域、関係諸機関との連携が大切になる。特に、保護者との信頼関係は、いじめ問題の解決に不可欠である。
- 必要に応じて、児童相談所、警察等の関係機関、相談機関との連携協力を図る。

## 3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- （1）ともだちアンケートの実施と実施後の聞き取り
- （2）Q-U、アセスアンケートの実施
- （3）実施後の分析と今後の指導内容の検討

## 4 いじめに対する措置（ネット上のいじめ、加害児童への対応を含む）

- （1）直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応する。
- （2）状況や対応の経緯等について、客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- （3）教育相談課等と連携し、被害児童をはじめ、被害児童の保護者や加害児童・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- （4）学校における毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った児童への指導の徹底及び再発防止の徹底を図る。
- （5）学校だけでは対応が困難な事案に対して、教育委員会の支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。
- （6）被害児童の権利・利益を擁護するための配慮として、区域外通学や別室指導等、柔軟な対応に努める。

## 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

- 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような事態については、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

## 6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、教育委員会と連携し、学校基本方針の共通理解、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」、教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。
- (3) いじめを未然に防止するために、Q-U・アセスアンケートの分析・活用のための校内研修を行う。
- (4) Q-U・アセスアンケート実施後、事例検討会において、情報を組織的に共有し、支援方針を明確にする。
- (5) ネット上のいじめに関する校内研修をする。

## 7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 学年はじめの取り組みの確認
- (2) 学期末での取り組みの振り返り
- (3) 振り返りに基づいた方針の検討

## 8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

- (1) 組織の名称・役割
  - 名称 弥永西小学校いじめ防止対策委員会
  - 役割
    - ・ 基本方針に基づく取り組みの推進や年間計画の作成・実行・修正
    - ・ いじめの相談、通報の窓口
    - ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などによる情報の収集と記録、共有
    - ・ 学校におけるいじめであるかどうかの判断
    - ・ 関係のある児童生徒への事実関係の聴取、組織的な指導や支援体制、対応方針の決定と保護者との連絡等
- (2) 組織の構成（別添資料1参照）

## 9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

- (1) 組織の名称と役割
  - 名称 弥永西小学校いじめ防止対策委員会
  - 役割
    - ・ 事態に関する情報の収集と記録、共有
    - ・ 警察への相談、通報、連携
- (2) 組織の構成員（別添資料1参照）

### 10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・Aを記入）

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動	職員研修等	チェック
4	学級のルールづくり 人間関係づくり	校内いじめ防止対策委員会	
5	行事を通じた人間関係づくり ともだちアンケートの実施	校内いじめ防止対策委員会	
6	集会を通じた人間関係づくり 無記名アンケートの実施 Q-U、アセスアンケートの実施	校内いじめ防止対策委員会	
7	いじめゼロ取組月間 ともだちアンケートの実施	校内いじめ防止対策委員会 弥永西小いじめ防止対策委員会	
8	いじめゼロサミット2016参加	校内いじめ防止対策委員会	
9	ともだちアンケートの実施	校内いじめ防止対策委員会	
10	無記名アンケートの実施	校内いじめ防止対策委員会	
11	集会を通じた人間関係づくり ともだちアンケートの実施	校内いじめ防止対策委員会	
12	参観による人権学習 ともだちアンケートの実施	校内いじめ防止対策委員会 弥永西小いじめ防止対策委員会	
1	ともだちアンケートの実施	校内いじめ防止対策委員会	
2	集会を通じた人間関係づくり 無記名アンケートの実施	校内いじめ防止対策委員会	
3	ともだちアンケートの実施	校内いじめ防止対策委員会 弥永西小いじめ防止対策委員会	